

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和8年1月5日 (3回目)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	諫早市 422045
地域名 (地域内農業集落名)	小長井地域 (遠竹、井崎、小川原浦、田原、長里)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	445.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	445.7 ha
② 田の面積	214.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	230.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	9.9 ha
(参考)区域内における○才以上の農業者の農地面積の合計	0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・小長井地区は、多良連山を背に南の諫早湾へ扇状に広がる温暖な丘陵地帯である。
- ・遠竹集落の黒仁田・中道・松尾地区については、小規模な基盤整備が行われており、また、黒仁田・柳南の丘陵地畑では果樹(みかん)の作付がなされている。
- ・遠竹・井崎集落にまたがる柳新田では、区画整理による区画拡大・客土・暗渠排水などの基盤整備が行われる予定である。また、井崎・小川原浦集落の樹園地では、高品質のみかんへの改植や高接更新が進んでいる。
- ・田原集落では、溜池周辺及び農場周辺の畑ではばれいしょを主体として、露地野菜や飼料が作付されている。また、清水地区の転換畑を含む農用地では、区画整理が行われており、飼料畑を中心に作付がなされている。広川良地区一帯の農用地では、飼料畑及び水田として利用されている。
- ・長里・牧集落では、長里西地区の一部の水田、平床地区の水田は、基盤整備が行われ汎用化が図られている。また、長里川と高来町に挟まれた丘陵地の樹園地は、良質なみかんの産地となっている。
- ・高齢化が進んでいることが伺われる。
- ・基盤整備が行われた農地は入り作もあり借り手があるが、未整備地区は借り手がいない。
- ・未整備の水田や、耕作条件の悪い畑などの荒廃が進み、荒廃農地が増加している。
- ・農地の排水不良により、水田の汎用化が進んでいない集落がある。
- ・農地の集約集積が進む集落がある一方、集積後の維持管理の労力不足問題がある。
- ・遊休農地の増加により、有害鳥獣(イノシシ・アライグマ)の被害が増加している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

中山間部の田・畑・樹園地で水稻、施設野菜、果樹、畜産を中心として複合経営が行われ、近年、いちご、アスパラガス、ゴーヤー、花き(菊)の施設園芸が行われている。今後については、土地の基盤整備やスマート農業等の導入により生産性の向上を図ることで経営を安定化させ、担い手を確保していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けによる担い手への農地の集積・集約化を基本に農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	32.28 %	将来の目標とする集積率	82 %
--------	---------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手への集積・集約化のより団地面積の拡大を進める。(令和15年度)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織と協力し、中間管理制度の周知を図りながら、中心経営体への農地の集約化を行っていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

小長井地区の柳新田を重点実施地区として、基盤整備事業にあわせて、令和2年度に農事組合法人柳新田へ農地の集積を行った。今後についても、基盤整備等の実施にあわせて、中間管理制度を活用して農地の集積を行う。

(3) 基盤整備事業への取組

未整備水田の地域及び丘陵地畠について、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

中間管理事業の配分解約等があった場合は、市・農地利用最適化推進委員及び土地改良区と連携をしながら、地域の内外から広く経営体を求める、地域内での定着と育成を図っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

今後も協議の場において検討を継続する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

③経営効率の向上のため、積極的にスマート農業に取り組む。

⑩特産化作物の導入方針として、田原集落の「いもんこ」などのブランド化のほか、特産化作物について地域全体で取り組んでいく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図 上の表示	備考
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
					ha	ha			
					ha	ha			
					ha	ha			
					ha	ha			
					ha	ha			
		na	na		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
計	0経営体	0 ha	0 ha		0 ha	0 ha			

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めしてください。

別紙のとおり

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区的対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。